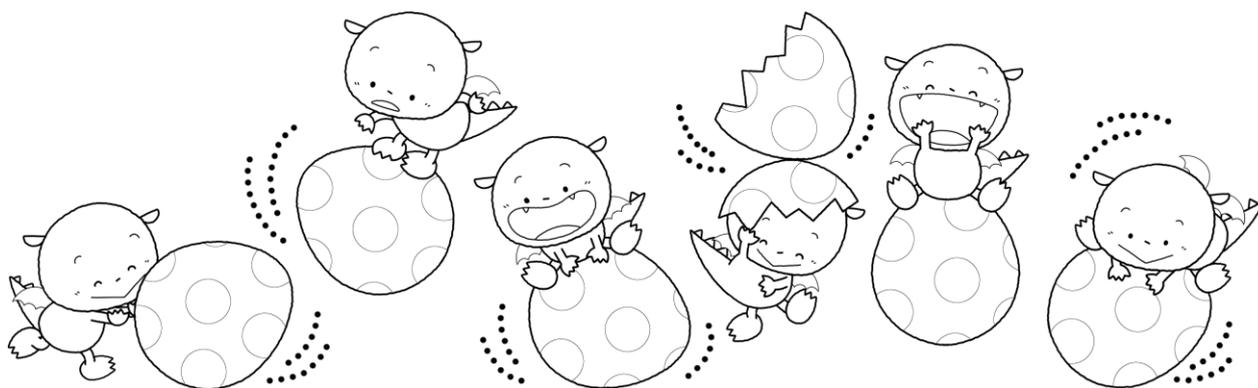


2025年度

**町田市 認可保育園・認定こども園・
小規模保育園・家庭的保育者（保育ママ）**

2・3号児 在園のしおり



お問い合わせ

町田市子ども生活部 保育・幼稚園課（市役所市庁舎2階204窓口）

〒194-8520 町田市森野2-2-22

開庁時間 平日 8:30~17:00

代表電話:042-722-3111 直通電話:042-724-2137

FAX:050-3161-8635

はじめに

認可保育園・認定こども園・小規模保育園・家庭的保育者(保育ママ)(以下「保育園等」という。)は、保護者との信頼関係により大切なお子さんをお預かりしています。

そして、日常の保育においては、職員がお子さんの健康と安全を守るため十分な配慮のもと保育に当たっています。しかし、保育園等は集団生活の場であり、ケガや病気等の思いがけないことが起こる場合もあります。

また、保育園等はお子さんのしつけや学習に関わる全てを行うことはできません。子ども同士のかかわりあいや各家庭と保育園等がお互いを理解し、それぞれの役割を果たすことによって、お子さんの健全な成長が得られますことをご理解ください。

この在園のしおりは、保育園等に在園しているお子さんの保護者の方及び入所が決まったお子さんの保護者の方向けに、保育園等での生活についての確認事項や家庭状況等に変更があった場合の各種手続きについて記載しています。

保育園等を適切にご利用いただくための手引きとしてご活用ください。

適用開始日 2025年4月1日

もくじ

～第1章 ご確認いただきたいこと～	5
(1) 登園および保育時間について.....	5
(2) 土曜保育について.....	5
(3) 慣らし保育について.....	5
(4) 保育園等での健康管理.....	5
(5) 集団保育が困難なお子さんの対応.....	6
(6) 食物アレルギーがあるお子さんの対応.....	6
(7) 服薬が必要なお子さんの対応.....	6
(8) 感染症にかかった場合の登園.....	6
(9) 障がい児・特別な配慮が必要なお子さんの保育.....	7
(10) 災害時の対応.....	7
(11) 長期欠席.....	8
(12) 小規模保育園在園中の方へ.....	9
(13) 園での困りごとがあったときは.....	9
(14) 食育について.....	10
～第2章 保育の必要性の認定～	11
(1) 認定区分と利用できる施設.....	11
(2) 保育を必要とする事由と保育時間区分.....	12
(3) 保育時間区分について.....	13
～第3章 各種手続きについて～	14
(1) 期限付きで入園された方の手続き.....	14
(2) 産前・産後休暇、育児休業からの復帰予定で入園された方の手続き.....	15
(3) 保育の必要性の事由に変更が生じた場合の手続き.....	15
(4) 家庭状況等が変わった場合の手続き.....	19
(5) 在園中に、お子さんの発達状況に応じた保育が必要になった場合の手続き.....	22
(6) 転園申請.....	22
(7) 退所の手続き.....	23
(8) 在園継続の手続き(家庭状況調査).....	23

～第4章 保育料と給食費について～	24
(1) 保育料の決定方法	24
(2) 2025年度利用者負担額等(保育料)基準表	25
(3) 税額のわかる書類について	26
(4) 保育料の納入方法	27
(5) きょうだい児の保育料について	27
(6) 保育料の減額・免除	27
(7) 給食費のお支払について	28
～第5章 在園中に利用できる保育サービス～	30
(1) 延長保育	30
(2) 休日保育	31
(3) 年末保育	31
(4) 病児保育	32
(5) 病後児保育	32
(6) その他相談窓口	34
～第6章 まちだ子育てサイトよりダウンロードできる書類～	35

～第1章 ご確認いただきたいこと～

(1)登園および保育時間について

保育園等は、保護者の就労、出産、疾病等の理由により、保育が必要なお子さんをお預かりする施設です。そのため、お仕事がお休み等により家庭保育が可能な場合は、原則として登園を控えていただくようご協力をお願いします。ただし、保護者やきょうだい等の体調不良時や在籍園の行事への参加等のため、必要に応じてお子さんをお預かりできる場合もありますので、在籍園にご相談ください。

保育園等における保育では、お子さんの発育や生活リズム形成のほか、集団保育のなかで幼児教育を実践していくことが求められています。こうした観点から特に3歳児以上のクラスの、日中の保育時間内(概ね9時～14時における幼稚園の教育時間と同等の時間)における利用については、平日の家庭保育が可能な場合であってもお子さんをお預かりすることは可能です。ただし、お子さんの負担にならない範囲での利用となるように在籍園にご相談ください。

また、園によって開園・閉園時間が異なりますので閉園時間を過ぎるお迎えはしないようお願いいたします。超過した場合は、実費(職員人件費等)を負担していただく場合があります。

(2)土曜保育について

土曜保育は一般的に平日と比べて利用するお子さんが少ない傾向があるため、合同保育を行う等、平日とは異なる職員体制をとっています。そのためお仕事がお休み等により家庭保育が可能な場合は、原則としてクラス年齢に関わらず登園を控えていただくようご協力をお願いします。

(3)慣らし保育について

お子さんが保育園等の環境に少しずつ慣れることや、お子さんの健康管理及び事故防止の観点から、各園で保育時間を短縮した「慣らし保育」を行う場合があります。期間や内容はお預かりするお子さんの年齢や保育園等によって異なりますので、事前に保育園等に確認してください。ご家庭の状況により対応が難しい場合は各保育園等にご相談ください。

なお、利用開始日より前に慣らし保育を行うことはできませんので、あらかじめご家族や雇用先等とも調整をしてください。慣らし保育の実施期間中においても、市が決定する保育料をお支払いいただきます。

(4)保育園等での健康管理

保育園等ではお子さんが健康に過ごすため、定期的に健康診断や身体測定を行っています。健診時に、医師に相談したいことがありましたら事前に担任までお知らせください。

保育園等は集団生活の場であるため、どうしても病気の感染の機会が多くなります。お子さんの体調が悪いとき(発熱、下痢、嘔吐、咳等の症状で総合的に判断します)は、保護者の方に連絡をしてお迎えをお願いする場合があります。

保育中の軽いけが(すり傷程度)の場合は、保育園で処置をします。けがをして医師の治療が必要な場合には保護者の方に連絡を取ってから病院へ行くことがあります。

また、保育園等に登園のない日に病気や事故等によるけが等で病院にて受診し、翌日から保育園等での保育が可能との診断を受けた場合や症状が改善していたとしても、登園して症状が再発する場合も想定されます。保育園等では、痛みや症状が再発した場合に迅速に対応できるようにするため、お子さんの健康状態を把握しておくことが必要です。そのため登園時には、①症状及び診断結果 ②通院した病院・診療所名 ③医師からの諸注意等を必ず保育園等にお伝えください。なお、症状等によってはお休みや病院での受診をお願いする場合があります。

(5) 集団保育が困難なお子さんの対応

保育園等では病気にかかっているお子さんや、医療機関による治療の必要はないが病気等で集団保育が困難なお子さんについては、原則お預かりできません。病児保育や病後児保育のサービス(P.32～33)のご利用等をご検討ください。

また、重篤なアレルギーや障がい・疾病等でお子さんの安全確保が困難な場合や集団保育の継続が難しい場合については、保護者の方の要件にかかわらず退所となる場合があります。

(6) 食物アレルギーがあるお子さんの対応

食物アレルギーのあるお子さんに対しては、「町田市保育施設等における食物アレルギー疾患生活管理指導表」または、「医療機関受診結果」に基づき対応をしています。ただし、給食の範囲内で対応できない場合は、お弁当を持参していただく場合があります。

(7) 服薬が必要なお子さんの対応

保育園等では原則として薬をお預かりしていません。体調が悪いときは、家庭で様子をみていただくか、病児保育または、病後児保育を利用していただくことが原則です。内服している薬がある場合や医療機関を受診した場合は、主治医に保育園等に通っていることを伝えて、薬の服用回数について相談してください。薬によっては、一日3回の薬を2回に変更したり、飲む時間を変えることができる場合もあります。やむをえない事情のある場合は、保育園等にご相談ください。

〈お預かり、投薬が可能な場合がある病気の種類・状態〉

下記 a～c のいずれかで、通常の保育に何ら差し障りのない安定した状態であり、診察医、または主治医(以下医師)が保育時間内の投薬が必要と判断し処方した場合。

- a. 慢性疾患(てんかん、内分泌の病気、心臓の病気、その他)。
- b. 熱性けいれんの既往があり、医師が保育時間内の急な発熱に伴うけいれんの予防が必要と判断した場合。
- c. 食物アレルギーで誘発症状が出た場合に「町田市保育施設等における食物アレルギー疾患生活管理指導表」で緊急時の処方薬が出されている場合。

〈お預かりと投薬ができない薬の種類〉

- a. 保護者の個人的な判断で持参した薬(市販薬、以前に処方された残薬等)。
- b. 保育園の担当者がその都度、症状の有無や軽重を判断して与えなければならない薬。

(8) 感染症にかかった場合の登園

お子さんが医師から次ページの感染症の診断を受けた場合は、必ず保育園等に連絡してください。集団保育が可能ではない状態での通園は、クラスや園全体の集団感染を招くおそれがあります。病児・病後児保育の利用もご検討ください(P.32～P.33)。

集団生活が始まると、様々な病気にかかる事が予想されます。感染症を未然に防ぐため、予防接種の受診を推奨しています。

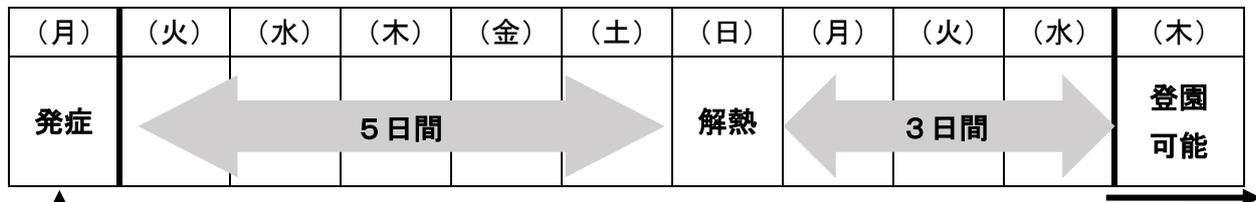
なお、下記の1～11の感染症については、医師に登園許可証の発行を依頼してください。また、下記の12～18の感染症については、集団保育が可能かどうか医師に確認してから登園してください。

医師が発行する登園許可証が必要な感染症	
病名	1. 百日咳 2. 麻疹 3. 流行性耳下腺炎 4. 風疹 5. 水痘 6. 咽頭結膜熱 7. 結核 8. 髄膜炎菌性髄膜炎 9. 流行性角結膜炎 10. 急性出血性結膜炎 11. 溶連菌感染症
医師に集団保育の可否の確認が必要な感染症	
病名	12. 手足口病 13. ヘルパンギーナ 14. 伝染性膿痂疹 15. 伝染性紅斑 16. インフルエンザ 17. ウイルス性胃腸炎 18. 新型コロナウイルス

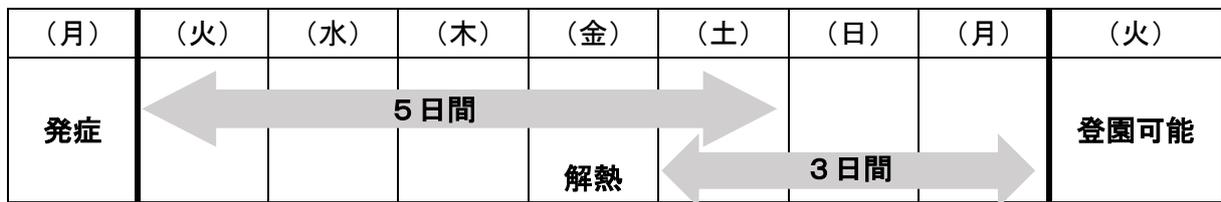
- ※ 16. インフルエンザについて、登園が可能となる目安は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過していること」です。発症した日、解熱した日は含めないものとして考えます。
- ※ 18. 新型コロナウイルスについて、登園が可能となる目安は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過していること」です。

(例)インフルエンザに関する登園の目安

a. 発症後、5日後に解熱した場合



b. 発症後、3日後に解熱した場合



※あくまで目安のため、登園まで上記の例よりも日数が必要な場合もあります。

(9)障がい児・特別な配慮が必要なお子さんの保育

障がいのあるお子さんの保育も支給認定により保育時間が決まりますが、お子さんの障がい等の状態によっては、お子さんの安全確保の観点から保護者の方に保育時間の短縮や勤務日等を調整していただく場合があります。お子さんの発達状況に応じた保育が必要な場合の手続きや申請書類については、P.22 を参照してください。

(10)災害時の対応

町田市内の保育園・幼稚園では、震度5弱以上の場合、保護者に引き取りをお願いするよう基準を設けています。地震等の災害が発生した場合は、できるだけ早くお迎えに来てください。保護者(事前に登録のある方を含む)が引き取りに来るまで園でお子さんを保護します。ただし、お子さんを安全に引き渡すために、まずは保護者自身の身の安全を優先した上でお迎えに来てください。

日頃から園と保護者の間で災害時の対応について共有することで、不安や混乱を防ぐことができます。災害時は連絡が取れないことも予想されるため、事前に引き取り者や引き取り方法を、訓練等を通じて定期的に確認してください。

また、町田市では緊急災害時における市の情報発信手段として「まちだ子育てサイト」から各種情報を発信します。

まちだ子育てサイト トップページについてはこちら



2019年10月の台風19号では、甚大な被害が想定されたため、多くの施設が臨時休園となりました。今後も大型台風の接近に伴い、気象情報や鉄道各社の計画運休の予定等をきっかけに、臨時休園することがあります。事前に就労先等と相談していただくなど、臨時休園に備えていただきますようお願いいたします。

避難情報発令時における保育施設の臨時休園や、登園自粛要請を行う場合の基準について、ガイドラインを定めています。台風接近や集中豪雨等の恐れがある場合は、市はガイドラインに基づいて判断し、臨時休園や登園自粛要請を行う際には、ホームページでお知らせします。

ガイドラインの内容掲載・臨時休園等のお知らせについてはこちら

まちだ子育てサイト>あずける>在園児の保護者の皆様へ

>避難情報発令時における保育施設の臨時休園等について



(11)長期欠席

保育園等は、月単位で保育が必要な状態(保護者が家庭で保育をすることが困難な状態)が継続し、恒常的に保育園等での保育が必要な場合に在園することができるため、長期欠席をしないことが在園の条件となります。**なお、欠席する場合も利用者負担額(保育料)の納付は必要となりますのでご了承ください。**

※在園中のお子さんの病気等により、入院や自宅療養が必要となり、やむを得ず長期欠席する場合、1か月未満であれば在園可能です(自己都合により1か月以上登園しない月がある場合の例をご参照ください)。必ず、保育園等と保育・幼稚園課にご連絡ください。

☆自己都合により1日も登園しない月がある場合、または登園日数が著しく少ない月が2か月以上続いた場合、家庭での保育が可能と判断し、退所となる場合があります。

【例】

- ① 6月15日から欠席し、7月30日から登園……○ →7月に登園日があるので、退所になりません。
- ② 6月15日から欠席し、8月1日から登園……× →7月に登園が1日もないので、退所となる場合があります。
- ③ 登園日数が月10日未満の月が2か月以上続いた場合……× →家庭での保育が可能と判断し、

退所となる場合があります。

☆里帰り出産の場合、出産月は1か月欠席しても在園は可能ですが、出産月の前後1か月は1日でも登園が必要です。

【例】6月10日出産予定の場合

- ① 5月2日から欠席、7月31日から登園……○
→欠席月は出産月の6月1か月のみのため、退所にはなりません。
- ② 5月2日から欠席、8月1日から登園……×
→欠席月が6・7月の2か月以上になり、退所となる場合があります。

(12)小規模保育園在園中の方へ

小規模保育園は2歳児クラスまでの保育園です。3歳児クラスにあがる際は連携園に進級することができます。

連携園が複数設定されている小規模保育園につきましては、連携園の希望者数によっては選考となり、希望順位の低い園に進級することもあります。また、連携園の選考終了後に入園された場合には、記載の園の受入れ枠が埋まっている可能性があります。

なお、連携園以外への進級を希望する場合は、2次募集からの選考となります。

(13)園での困りごとがあったときは

在籍園における保育内容や対応等に関する困りごとがある場合については、まずは、保護者の方がご自身のお気持ちや認識等を園の先生にお伝えください。各家庭と保育園等との話し合いによって双方が理解することは、お子さんの成長にとって最善の方法となることをご理解ください。

ただし、保育園等には相談しにくい、または第三者へ相談したい等の場合は、以下の窓口をご利用いただくことができます。

○保育・幼稚園課

場所	電話	所在地	開庁日時
保育・幼稚園課 (市庁舎2階204窓口)	042-724-2137	森野2-2-22	月曜日～金曜日 8:30～17:00 土日祝日・12/29～1/3を除く

○保育コンシェルジュ

就学前までのお子さんの保護者を対象に幼稚園や保育園等の施設・保育サービスの情報提供や相談・助言を行います。

場所	電話	所在地	相談日時
保育・幼稚園課 (市庁舎2階204窓口)	042-724-2137	森野2-2-22	月曜日～金曜日 9:00～17:00 土日祝日・12/29～1/3を除く

○町田市福祉サービス苦情調整事業

相談できる対象	市内認可保育園・幼保連携型認定こども園、小規模保育園を利用している方
対象の福祉サービス	町田市内で提供されている福祉サービスで、過去1年以内に起きたもの

※匿名で相談を受けることも可能ですが、事業者の対応を希望される場合は、相談内容で個人が特定されることがあります。

※法律上解決しているもの、本事業で対応が終了しているもの、損害賠償の請求等、受付できない内容もあります。

まずはお電話でご相談ください。

問い合わせ: 社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 福祉サポートまちだ

042-720-9461 月曜日～金曜日 9時～17時(祝日・年末年始を除く)

(14)食育について

食育については、各ご家庭での取り組みが大変重要なものとなります。

保育園等における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目的とし、園児の嚥下^{えんげ}や咀嚼^{そしゃく}の力を育むことを目的とした「食」を発達段階に応じて提供するとともに、四季や伝統を感じる「食」を提供しています。

嚥下^{えんげ}や咀嚼^{そしゃく}などについての不安や、偏食等についてお悩みの際は、各保育園等の園長やクラス担任等の職員にご相談ください。

～第2章 保育の必要性の認定～

(1) 認定区分と利用できる施設

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前のお子さんの教育・保育を保障するための「認定制度」と「給付制度」に大別されます。

認定には「子どものための教育・保育給付認定」と「子育てのための施設等利用給付認定」があります。「子どものための教育・保育給付認定」には1号認定・2号認定・3号認定の3つの区分があり、「子育てのための施設等利用給付認定」には新1号認定・新2号認定・新3号認定があります。お子さまの「年齢」「保育の必要性の有無」「利用する施設・サービス」等によって認定区分が異なります。

認可保育園・認定こども園(保育時間利用)・小規模保育園・家庭的保育者(保育ママ)の利用・入園を希望される方は、市が定める基準のもとに「子どものための教育・保育給付認定の2号・3号認定」を受けていただく必要があります。

■子どものための教育・保育給付

※太枠内が保育時間をご利用する方に当てはまる認定です。

認定区分	認定の条件※ ¹	保育時間区分	利用の該当施設
1号認定	満3歳以上で、2号認定以外の子ども	教育標準時間 (概ね、4時間)	幼稚園(施設型給付幼稚園) 認定こども園(教育時間利用)
2号認定	満3歳以上で、 保育の必要性の事由 に該当する子ども	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	保育園 認定こども園(保育時間利用)
3号認定	満3歳未満で、 保育の必要性の事由 に該当する子ども	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	保育園・認定こども園(保育時間利用)・ 小規模保育園・家庭的保育者等

■子育てのための施設等利用給付

認定区分	認定の条件※ ¹	保育時間区分	利用の該当施設
新1号認定	満3歳以上で、新2号、新3号認定以外の子ども	時間区分の認定なし	幼稚園(私学助成幼稚園)
新2号認定	4月1日時点で満3歳以上で※ ² 、 保育の必要性の事由 に該当する子ども	時間区分の認定なし	幼稚園 認定こども園(教育時間利用)※ ³ 認証保育所、認可外保育施設※ ⁴
新3号認定	4月1日時点で満3歳未満で※ ² 、 保育の必要性の事由 に該当する住民税非課税世帯の子ども	時間区分の認定なし	一時保育、預かり保育 病児・病後児保育 町田ファミリー・サポート・センター

※¹ 認定を受ける子どもは、すべての認定区分で小学校就学前の子どもです。

※² 新2号、新3号の認定区分は、クラス年齢と同じ区分で、3～5歳児クラスに該当する子どもは新2号認定、0～2歳児クラスに該当する子どもは新3号認定となります。

※³ 幼稚園、認定こども園で、現在の1号認定のまま預かり保育を利用している場合は、新2号・新3号を受けることで、預かり保育分の利用料が無償化の対象となります。

※⁴ 認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設は除きます。

(2) 保育を必要とする事由と保育時間区分

保護者が恒常的に下表の保育を必要とする事由(基準)に該当する場合に、保育園等への入園資格が生じます。保育を必要とする事由や保育時間は市が認定します。保育を必要とする事由と保護者の状況に応じて、お子さんが保育園等を利用できる時間が「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類に区分されます。就労の実態等に応じて必要な範囲で利用することができます。また、「保育標準時間」と「保育短時間」では、利用者負担額(保育料)はそれぞれ異なります。

保育を必要とする事由	基準	保育標準時間	保育短時間
① 就労 ^{※1}	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就労が常態であること。	○	○
② 疾病、負傷 又は心身障がい	入院、常時病臥、精神性又は感染性の疾病、難病、その他通院かつ自宅安静が必要で保育が困難であること。	○	○
③ 介護又は看護 ^{※1}	月12日以上、かつ、1日4時間以上の常時観察又は付添看護・介護又は一部看護・介護が必要と認められる者の看護・介護が常態であること。	○	○
④ 災害	災害(火災・風水害・地震等)の復旧に当たっていること。	○	○
⑤ 就学 ^{※1}	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就学(通学又は職業訓練施設若しくはこれに準ずる技能施設に通所していること)が常態であること。	○	○
⑥ 出産	出産のため保育が困難であること。 (認定期間は出産予定月及び前後各2か月の計5か月間) ※出産後、育児休業取得希望の場合はP.28~29参照。	○	○
⑦ 育児休業	入園後に出産し育児休業を取得する場合で、継続利用が必要であること。(認定期間は育児休業取得対象の子が1歳になる年度末まで。ただし、条件により2歳になる年度末まで延長できる。P.28~29参照)		○
⑧ 求職	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること。 (認定期間は3か月まで。P.26参照)	※2	○
⑨ 両親不 存在	父母ともに死亡、行方不明、拘禁中等であり、同居の親族になんらかの要件があつて保育が困難であること。	※2	
⑩ その他	上記の他、保育が必要と認められる場合		

※1 「就労」・「介護又は看護」・「就学」は、上記の日数及び時間のいずれかひとつでも基準を下回ってしまうと、保育園等の入園資格がなくなりますのでご注意ください。

※2 保育の必要性の実態に応じて時間区分を認定します。

①、②、③、⑤の事由は、就労証明書等その他必要書類を審査して、保育短時間又は保育標準時間を認定します。

④、⑥の事由は、基本的には保育標準時間認定ですが、保護者の希望により保育短時間認定も可能です。

⑦の事由は、就労証明書等を審査して、保育短時間のみに認定します。

⑧は、基本的には保育短時間認定ですが、特別な事由がある場合に限り保育標準時間の認定とします。

(3)保育時間区分について

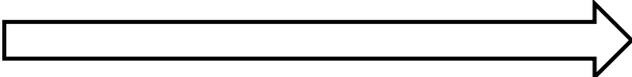
保育時間は、認定された保育の必要量の範囲で保護者の就労時間、通勤時間やお子様の状況等を踏まえて決まります。保育の必要量は、最長で保育園等を利用することができる時間であり、そのままお子様の保育時間となるわけではありません。実際の保育時間は、認定された保育の必要量の範囲内で、保護者とお子様の状況などを踏まえて、在園している園と個別調整となります。

※育児休業中の保育の利用時間は、開園時間内の最長8時間を原則とします。なお、育児休業取得を機に教育・保育給付認定における保育標準時間、保育短時間が自動で切り替わることはありません。申請についてはP15～16を確認してください。

※園によって開園・閉園時間が異なります。

※延長保育は別途料金がかかります。詳細については直接園にお問い合わせください。

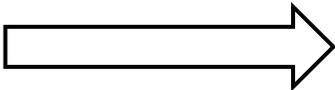
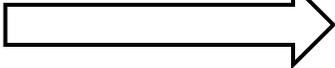
保育標準時間・・・最大11時間

7 : 00  18 : 00 園によって開園・
7 : 30  18 : 30 閉園時間が異なります

最大11時間 (利用可能な時間帯)	(延長保育)
----------------------	--------

保育短時間・・・最大8時間

時間枠は施設が定めますが、保護者が希望する8時間枠が合わない場合は標準時間を選択できます。

7 : 00 8 : 00  16 : 00 園によって開園・
7 : 30 8 : 30  16 : 30 閉園時間が異なります
7 : 30 9 : 00  17 : 00

(延長保育)	最大8時間 (利用可能な時間帯)	(延長保育)
--------	---------------------	--------

※家庭的保育者(保育ママ)を利用する方は、保育を必要とする事由にかかわらず保育短時間認定のみとなります。

支給認定証について

支給認定証の有効期間は、保育の必要性の事由にもよりますが、2号認定については小学校就学前まで、3号認定については満3歳の誕生日の2日前までを基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合については、3か月間を有効期間として取り扱います。

なお、支給認定証は、利用する施設から提示を求められる場合がありますので、大切に保管してください。

また、3号認定のお子さんが、2号認定になる際は、市町村が認定の変更を行いますので保護者が改めて保育の必要性の認定の申請をする必要はありません。

～第3章 各種手続きについて～

(1) 期限付きで入園された方の手続き

次の場合は、期限付き入園となります。

① 求職中での入園

求職中で入園した場合は3か月間の期限付き入所となります。

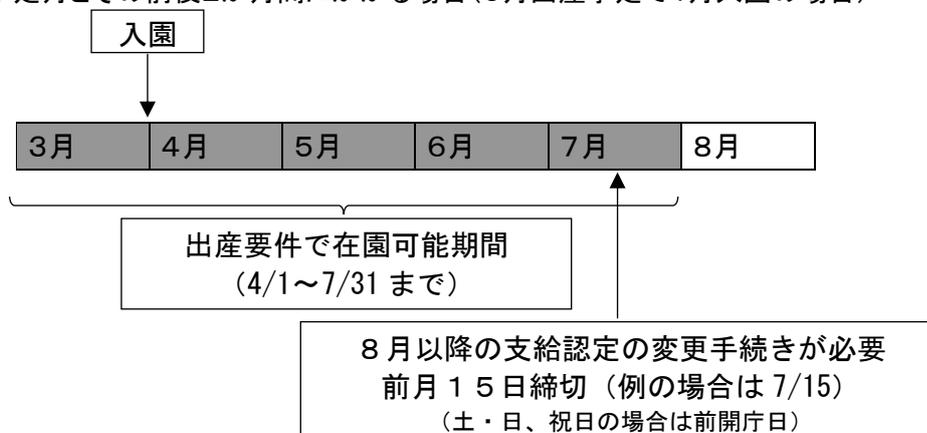
求職中で入園した方は、就労先が決まった場合、支給認定証の保育の事由及び就労時間によっては保育時間区分が変更になりますので認定期限が切れる月の15日(土・日、祝日の場合は前開庁日)までに【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』と、【1-5】『就労証明書』を提出してください。期日までに上記書類の提出がない場合には、保育時間区分を保育短時間(8時間)から保育標準時間(11時間)に希望されても翌月から反映できません。延長保育料がかかる場合がありますのでご了承ください。

② 出産要件での入園

出産要件の場合は出産予定月をはさみ前後2か月の最大5か月間の認定となります。

出産要件で入園し、認定期間後も在園を希望する場合、保育を必要とする事由を変更する手続きが必要です。変更する場合は、認定期限が切れる月の15日(土・日、祝日の場合は前開庁日)までに【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』と、変更後の事由を確認できる書類(P.17)を、保育・幼稚園課に提出してください。

例) 入園月が出産予定月とその前後2か月間にかかる場合(5月出産予定で4月入園の場合)



③ 疾病、介護・看護、就学要件での入園

疾病、介護・看護・就学要件はそれらの要件が消滅(治癒、死亡、卒業等)した月の月末までの認定となります。

疾病、介護・看護、就学要件で入園し、認定期間後も在園を希望する場合、保育を必要とする事由を変更する手続きが必要です。変更する場合は、認定期限が切れる月の15日(土・日、祝日の場合は前開庁日)までに【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』と、変更後の事由を確認できる書類(P.17)を、保育・幼稚園課に提出してください。

(2)産前・産後休暇、育児休業からの復帰予定で入園された方の手続き

入園月の月末までに必ず復帰し、復帰した月の翌月15日※(土・日、祝日の場合は前開庁日)までに【1-12】『産前産後休暇・育児休業復帰証明書』を提出してください。育児休業復帰日が入所月の翌月以降になる場合は退所となります。

(3)保育の必要性の事由に変更が生じた場合の手続き

①退職・転職

退職の旨を速やかにご連絡ください。退職後3か月以内に再就職し、以下の書類を期限までに提出することが在園の要件となり、提出がない場合は、退職から3か月目の末日までで退所となります。なお、保育園等からの連絡や家庭状況調査等により退職している事実が判明した場合で、連絡がない場合も退所となります。

・退職した月の翌月から次の就職先が決まっている場合

新たに勤務する会社の就労実績が記載された【1-5】『就労証明書』を、退職から2か月後の月末までにご提出ください。なお、前職と新しい就労の契約勤務日数、時間に増減がある場合、【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』の提出が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。

・求職活動をする場合

【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』を、退職する月の15日(土・日、祝日の場合は前開庁日)までに提出してください。退職後2か月以内に再就職し、再度【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』と【1-5】『就労証明書』を退職から3か月目の15日(土・日、祝日の場合は前開庁日)までに保育・幼稚園課に提出してください。

②在園中の出産、産前産後休暇の取得の場合

出産予定月と、その前後2か月の計5か月間は在園中のお子さんの通所が可能です。

産前産後休暇を取得する月の前月の15日までに【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』と『母子手帳の表紙(母の氏名がわかる部分)』と『分娩予定日がわかるページ』のコピーを提出してください。また、生まれたお子さんの名前が決まりましたら、【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』を提出してください。

育児休業制度がない場合や育児休業を取得しないで就労する場合は、就労を再開する月の前月15日(土、日、祝日の場合は前開庁日)までに【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』と【1-5】『就労証明書』を提出してください。

③在園中の育児休業の取得の場合

育児休業取得者と認められるのは、**法令に基づく休業取得者のみ**です。法令に基づく育児休業を取得する場合は、申請により、育児休業取得対象のお子さん以外のお子さんを育児休業として保育の必要性を認定できます。

申請には【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』と「育児休業期間」欄に取得中または取得予定の育児休業期間が明記された【1-5】『就労証明書』の提出が必要です。取得予定の育児休業期間を就労証明書に記載していただけない場合は、勤務先の育児休業の取得が可能であることがわかる就業規則のコピーと、会社名がわかるページまたは社判を押印したものを提出してください。

この場合、次のとおり育児休業の認定をすることができます。

	認定期間	認定の要件
ア	育児休業取得対象のお子さんが1歳になる年度末まで	法令に基づく育児休業を取得し、保育の必要性の事由が「育児休業」で認定されていること。
イ	育児休業取得対象のお子さんが2歳になる年度末まで	法令に基づく育児休業を取得し、保育の必要性の事由が「育児休業」で認定されていること。 さらに、育児休業取得対象のお子さんが保育園等に入園できず、待機児童となっていること。

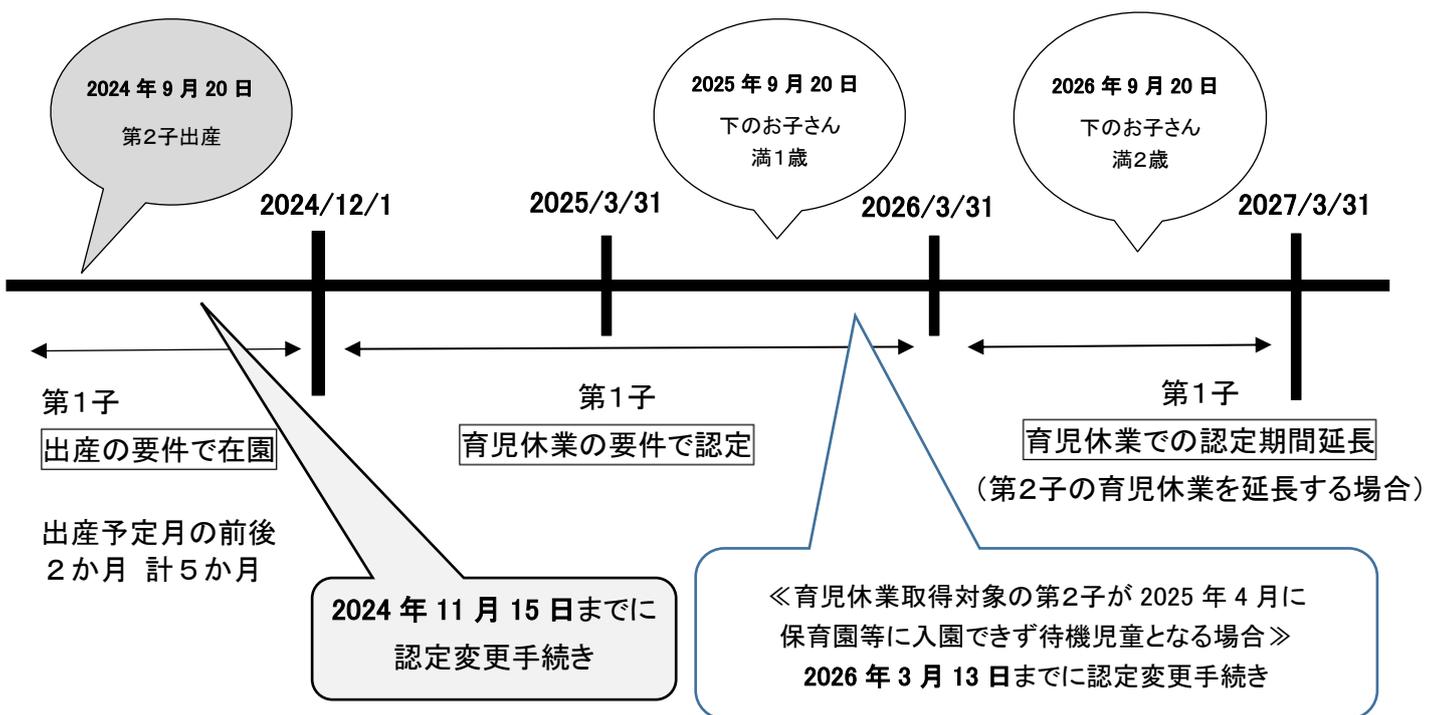
なお、育児休業の対象となるお子さんが満2歳になる年度末に在園中のお子さんが新5歳児に進級する場合は卒園まで継続して保育園等に在園できます。

※ア、イともに保育を必要とする事由の変更手続きと書類の提出が必要です。P.17「保育を必要とする状況がわかる書類」、P.21「変更手続きにかかわる必要書類」を参照してください。

ご注意ください！

育児休業期間中の保育時間は、保育短時間（最大8時間）です。

例) 2024年9月20日に第2子を出産して、育児休業取得対象の第2子が2026年4月保育園に入園できず待機児童となる場合の第1子の認定について



④ その他の保育事由の変更の場合

①～③までの期限付き認定以外の場合でも、保育の必要性の事由に変更が生じた場合は変更手続きが必要です。「保育を必要とする状況がわかる書類」(P.17)をご覧ください、変更したい月の前月15日(土、日、祝日の場合は前開庁日)までに【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』と保育を必要とする状況がわかる書類を保育・幼稚園課に提出してください。

＜保育を必要とする状況がわかる書類＞

保護者の事由		必要な書類	注意事項
就労	会社勤務の方 (採用予定含む)	・就労証明書	
	個人事業主	・就労証明書 ・個人事業の開業・廃業等届出書のコピー	個人事業の開業・廃業等届出書のコピーが準備できない場合は、報酬等が客観的に分かるもの(直近の確定申告書等の「収入を証明するもの」や営業許可証、開業届、登記簿謄本、直近3か月内の帳簿等、「個人事業主であることを証明するもの」のいずれかのコピー)を提出してください。
	内職の方	・就労証明書 ・直近の納品書もしくは発注書	
出産		・母子健康手帳(母の氏名・分娩予定日のページ)のコピー	出産月をはさみ前後2か月(最大5か月)は、「出産」の要件での認定となります。
育児休業		・就労証明書	「9 育児休業期間」欄に取得中または取得予定の育児休業期間が記載された就労証明書を提出してください。 認定期間は育児休業取得対象の子が1歳になる年度末まで。ただし、条件により2歳になる年度末まで延長できます。P.15～16 参照。 ※新規の申請の場合、育児休業の要件での認定はできません。継続要件のみの取り扱いとなります。
疾病・障がい	・医師の診断書 または、手帳のコピー	・医師の診断書 または、手帳のコピー ・スケジュール表(町田市書式)	手帳のコピーの場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証(要件が看(介)護の場合)などを提出してください。
看(介)護			
求職	なし		求職中で入園した方は3か月間の期限付き入園となります。詳しくは P.26「求職中での申請」を確認してください。
就学(予定含む)	・在学証明書 ・スケジュール表(町田市書式) または時間割等		就学予定の方は合格通知書及び年間のカリキュラムを提出してください。

※就労証明書に代表者印は不要です。(ただし、事業者名が記名されている就労証明書又は就労証明書に係る電子データを無断で作成し、又は改変を行ったときには、就労先事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪等に該当する場合があります。)

※2つ以上の就労先で就労している方は、各就労先での就労時間が分かるようにスケジュール表(町田市書式)をご記入の上、提出してください。

※就労証明書の有効期間は、証明日から3か月以内です。内容を訂正する場合は二重線を引いてください(証明する雇用主に無断での訂正はできません)。また、修正液等での訂正は無効です。

※医師の診断書の有効期間は、証明日から6か月以内です。また「診断名」と「初診日」の記述が必要です。

<必要書類早見表>

提出書類		就労証明書	個人事業の証明書類※1	スケジュール表(町田市書式)	医師の診断書 または 手帳のコピー	在学証明書および時間割等(就学中) または 合格通知書および年間カリキュラム(就学予定) ※いずれもコピー可	母子健康手帳のコピー	納品書 または発注書
保護者の事由・世帯の状況								
保護者の事由	会社勤務 (採用予定含む)	○						
	個人事業主	○	○	○※2				
	内職	○						○
	疾病・負傷・心身障がい				○			
	介護・看護			○	○			
	就学(予定含む)			○※3		○※3		
	妊娠・出産						○	
	育児休業	○※4						
	求職							

※1 直近の確定申告書等の「収入を証明するもの」や営業許可証、開業届、登記簿謄本、直近3か月内の帳簿等「個人事業主であることを証明するもの」のいずれかのコピーを提出してください。

※2 2つ以上の就労先で就労している方は、各就労先での就労時間が分かるようにスケジュール表(町田市書式)をご記入の上、提出してください。

※3 スケジュール表(町田市書式)または時間割のどちらか一方を提出してください。

※4 「9 育児休業期間」欄に取得中または取得予定の育児休業期間が明記された就労証明書を提出してください。

(4)家庭状況等が変わった場合の手続き

家庭状況等に変更(住所変更、退職、転職、婚姻、離婚、死亡、第2子以降の出産等)があった場合は、届出が必要です。

①住所変更

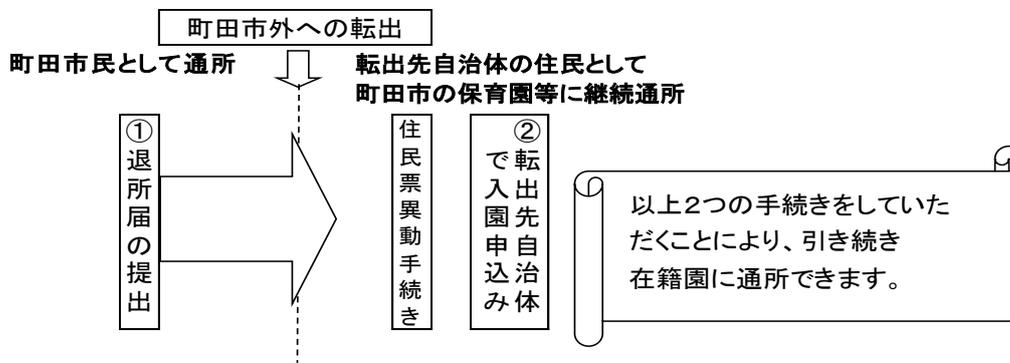
・町田市内の異動の場合

住民登録の異動手続きを行ったうえで、【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』を提出してください。

・町田市外へ転出する場合

a. 町田市外へ転出後も継続して通所を希望する場合

→転出前に【1-11】『町田市保育所等退所届』を提出してください。(P.23 参照)ただし、継続して通所を希望する場合は、退所届にある「引き続き同所の通所を希望します」に○を付け提出してください。転出後は、退所届を提出した月中に転出先の自治体で認定の申請が必要となります。転入手続きとともに、保育園担当窓口で必ず手続きをしてください。



b. 市外への転出と同時に在籍園を退所する場合

→転出前に【1-11】『町田市保育所等退所届』を提出してください。(P.23 参照)

また、在籍施設においても退園の手続きをしてください。

②家族構成の変更

・婚姻、同居

利用者負担額(保育料)及び給食費軽減対象者が変更になる場合があります。金額が変更となる場合は、婚姻日(又は同居開始日)の翌月から変更になりますので、速やかに手続きをしてください。

【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』と、新たにお子さんの保護者となった父または母の『市町村民税課税(非課税)証明書』、及び保育の必要性の事由がわかる書類(【1-5】『就労証明書』等)を提出してください。なお、入籍をしていなくても同居している場合は事実上の婚姻関係にあるとみなします。詳しくはお問い合わせください。

・離婚(離婚前提の別居を含む)、死亡

利用者負担額(保育料)及び給食費軽減対象者が変更になる場合があります。

【1-2】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』を保育・幼稚園課に提出してください。

変更届を提出した月の翌月から利用者負担額(保育料)が変更となります。(住民票を別にして別居をしている場合に限りです。)

離婚前提の別居の場合は、住民票を別にして別居を開始した日から3か月を経過した日の翌月から変更になります。ひとり親として保護者になる方の健康保険証のコピーを添付してください。変更届を提出していない場合は、変更できま

せんので速やかに手続きをしてください。祖父母等と同居を開始する場合は祖父母等の税資料が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせ下さい。

なお、離婚前提の別居の場合、母が父または、父が母の健康保険等の扶養に入っている場合は該当しません。

▷以下のいずれかに該当する場合もひとり親扱いとなります。ただし、変更届及び必要書類の提出がない場合、利用者負担額(保育料)及び給食費軽減対象者は変更できません。

- ・配偶者が3か月以上拘禁され、又は生死が不明である場合。
- ・配偶者から3か月以上遺棄されている場合。※1
- ・離婚を前提に配偶者と別居し、かつ、家庭裁判所に離婚調停を申立てしている場合。※2

※1 捜索願の受理番号を申し出てください。

※2 離婚調停の申立書のコピー及び、ひとり親として保護者になる方の健康保険証のコピーを提出してください。(住民票を異動することはできないが、家庭裁判所へ離婚調停を申し立て、調停の初回呼出日から3か月経過した場合は、離婚調停の呼出状のコピー及び、ひとり親として保護者になる方の健康保険証のコピーを提出してください。)

③確定申告・修正申告による市民税額の変更

医療費控除や、扶養控除の変更、土地家屋の譲渡等により、前年分所得税の確定申告や修正申告を行い、市民税額が変わった場合は、利用者負担額(保育料)及び給食費軽減対象者が変更になることがあります。

市民税所得割額が変わったことがわかる書類(『市町村民税変更通知書』または、『市町村民税特別徴収税額変更通知書』)を保育・幼稚園課に提出してください。

※住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割株式等譲渡所得割は対象となりません。

④生活保護の受給

生活保護を受けた場合は、利用者負担額(保育料)及び給食費の軽減対象者が変更になる場合があります。

必ずご連絡の上『生活保護受給証明書』を保育・幼稚園課に提出してください。利用者負担額(保育料)及び給食費軽減対象者は提出された翌月から変更となります。

⑤生活保護の廃止

生活保護が廃止になった場合は、利用者負担額(保育料)及び給食費軽減対象者が変更になる場合があります。

必ずご連絡の上、受給期間が記載された『生活保護廃止決定通知書』を保育・幼稚園課に提出してください。なお、新たに税資料の提出が必要になる場合があります。利用者負担額(保育料)及び給食費軽減対象者は廃止になった翌月から変更となります。

＜変更手続きにかかわる必要書類＞

変更内容		必要書類及び 連絡	【1-2】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届	保育を必要とする状況がわかる書類等※2	支給認定証の返却	【1-1-1】保育所等退所届	【2-1】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(施設型給付園教育用)	税額に分かる書類※3	生活保護受給証明書のコピー 生活保護廃止決定通知書のコピー
住所変更	市内で引っ越した場合		○						
	市外に引っ越した場合				○	○			
転職 退職	転職※1		○	○	○				
	保育時間区分が変更になる場合		○	○	○				
	転職※1			○					
	保育時間区分に変更がない場合								
	求職活動※1		○		○				
	求職中から就労先が決定※1		○	○	○				
家族構成の変更	婚姻		○	○	○			○	
	離婚(離婚前提の別居含む)		○		○				
産前産後休暇	第2子以降の出産※1		○	○	○				
育児休業	育児休業の取得※1		○	○	○				
市民税額の変更	確定申告、修正申告等							○	
生活保護	受給								○
	廃止								○
その他	3号認定から2号認定に変更※4								
	認定こども園の2号認定から1号認定に変更※5					○	○		

※1 保育を必要とする事由及び保育必要量に変更が生じる場合は、変更したい月の前月15日(土、日、祝日の場合は前開庁日)までに、必要書類を提出してください。

※2 保育を必要とする状況がわかる書類については、P.17をご覧ください。

※3 P.26 参照

※4 お子さんの年齢で3号認定から2号認定に切り替わる場合については、手続きの必要はありません。

※5 2号認定から1号認定に変更したい場合は、変更したい月の前月15日までに保育・幼稚園課に2号児としての退所届をご提出ください。また、在園している認定こども園に【2-1】『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(施設型給付園教育用 入園時初回認定園経由用)』を提出してください。

1号認定から2号認定に変更したい場合は、変更したい月の前月の15日(土・日、祝日の場合は前開庁日)までに、保育の利用申込書一式を在園している認定こども園に提出してください。

(5)在園中に、お子さんの発達状況に応じた保育が必要になった場合の手続き

障がいや特別な配慮が必要なお子さんについては、一人ひとりのお子さん合った保育支援ができるよう、お子さんの現在の状況について、子ども発達センターでの相談または医療機関等の受診や、下記書類の提出をお願いする場合があります。

《提出書類》

a. 児童状況申告書

…市役所204窓口保育・幼稚園課でお配りしています。
必要事項を記入し、保育・幼稚園課へご提出ください。

b. 保育相談票

…市役所204窓口保育・幼稚園課でお配りしています。保護者が医療機関に記入を依頼します。依頼を受け、医療機関が発行するものです。

＜お問い合わせ先＞

保育・幼稚園課

直通電話:042-724-2137

お子さんの発達について(歩きはじめがおそい、ことばがおそい、環境の変化に弱い…等)心配がありましたら、下記までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

子ども発達センター(子ども発達支援課)

直通電話 042-726-6570

所在地 〒194-0021 町田市中町2-13-14

開庁時間 平日午前8時30分から午後5時

(6)転園申請

保育園等に通いながら、他の保育園等の転園の申請をすることができます。また、下のお子さんの育児休業中に在園しているお子さんの転園申請も可能です。ただし、定員の空き状況等により、すぐに転園できるとは限りません。

転園申請では、新規に利用申込みをする方と同様に申請書一式を提出してください。一度提出された申請書は、当該年度中は有効となり、転園保留(待機)となった場合は、年度末(3月入園分)まで選考対象となります。

転園は、内定と同時に在園中の保育園等で他のお子さんの入所の内定をします。したがって、どのような理由があっても在園中の保育園等へ戻ることはできず、転園しない場合は、退所となります。転園は、よく検討をしてお申込みください。なお、転園を希望しなくなったときは、速やかに【1-9】『町田市保育の利用申込書取下げ届』を提出してください。

(7)退所の手続き

保育園等を退所する場合は、【1-11】『町田市保育所等退所届』を退所する月の15日(土・日、休日の場合は前開庁日)までに保育・幼稚園課へ提出してください。提出が遅れた場合には、翌月の利用者負担額(保育料)を負担していただく場合がありますのでご注意ください。

次の場合には、お子さんは退所となる場合があります。

- ① 保護者に、お子さんの保育を必要とする事由がなくなったとき
- ② お子さんが、疾病等で集団保育を受けられなくなったとき
- ③ 町田市外に引越したとき(転出先の自治体を通じた手続きにより、引き続き通園できる場合もあります)
- ④ 1か月以上保育園等を休むとき、または登園日数が著しく少ない月が2か月続いたとき
- ⑤ 入園申込み事項及び支給認定の事項に不正事実があったとき
- ⑥ 家庭状況調査について申請がなく、保育の必要性の確認ができないとき

(8)在園継続の手続き(家庭状況調査)

子ども・子育て支援法施行規則第9条に基づき、保育園等に入所されている方を対象として、年に1回、P.12 の「保育を必要とする事由」を満たしているかどうかを確認するため、家庭状況調査を実施しています。調査の結果、「保育を必要とする事由」に該当しなくなったことが判明した場合、または、期日までに申請がない場合は、子ども・子育て支援法第24条第1項に基づき、支給認定の取消しを行い、退所していただくこととなります。申請期日は厳守でお願いします。

※詳細は家庭状況調査実施時にご案内します。

～第4章 保育料と給食費について～

保育料は、保育園等を運営するためにかかる経費の一部を各世帯で負担していただくものです。

各年度の4月1日時点の年齢で保育料が決定されるため、在園しているお子さんが誕生日を迎えても年度内の保育料は変わりませんが、9月以降は保育料算出となる市町村民税の対象年度が変わることから、保育料が変わる場合もあります。

給食費は、2019年10月からの幼児教育・保育の無償化における整理に伴い、3歳児クラス以上は施設の類型を問わず、無償化の対象から除外され、在籍している施設等が徴収することとなりました。金額は園ごとに異なりますので、各園にお問合せください。

(1) 保育料の決定方法

- a. 当該年度4月1日時点の年齢
- b. 世帯の市町村民税額を基準に、以下の期別ごとに保育料を決定します。

	第1期	第2期
保育料	2025年度4月～8月分	2025年度9月～3月分
保育料決定の対象となる市町村民税	令和6年度市町村民税 (2023年分の収入)	令和7年度市町村民税 (2024年分の収入)
決定通知	4月中旬に通知	9月中旬に通知

※祖父母等と同居の場合で父母の収入の合計額が生活保護基準以下の場合は、同居されている祖父または祖母等を主たる生計者として保育料を決定します。

※2024年(令和6年)又は2025年(令和7年)1月1日に町田市に住民登録がない場合、上の表の対象となる市町村民税の税額のわかる書類の提出が必要です。(P.26参照)

※結婚や離婚等により保護者(扶養義務者)に変更があった場合、修正申告等により市町村民税額が変更された場合、又は生活保護法による保護を受けることになった場合等には、保育料を再計算します。必ず保育・幼稚園課支援係(042-724-2137)までご連絡ください。

※同一世帯に障がい児(者)がいる世帯は、保育料または給食費が軽減される場合があります。新たに障がい児(者)と同一の世帯になった場合もしくは該当しなくなった場合は保育・幼稚園課支援係(042-724-2137)までご連絡ください。

<最高額での保育料決定について>

未申告及び課税証明書の提出が無い等の理由により階層区分が判定できない場合は、最高階層(最高額)での決定となります。申告漏れにご注意ください。なお、未申告等により最高階層(最高額)での保育料決定後は、当該年度中に賦課決定した課税証明書等の提出があった場合に限り、年度当初又は9月分の保育料から再決定します。

<控除について>

保育料は、保護者の方の市町村民税額を基に算出されます。税金には様々な控除がありますが、以下については、控除が適用されていても、保育料算出においては控除されません。

【適用されない控除】

- 寄付金税額控除 ○配当控除 ○住宅借入金等特別税額控除
- 外国税額控除 ○配当割株式等譲渡所得割

(2)2025年度利用者負担額等(保育料)基準表

0歳児クラスから2歳児クラスの保育料は以下のとおりです。(3歳クラスから5歳クラスまでの保育料は無償となります。)

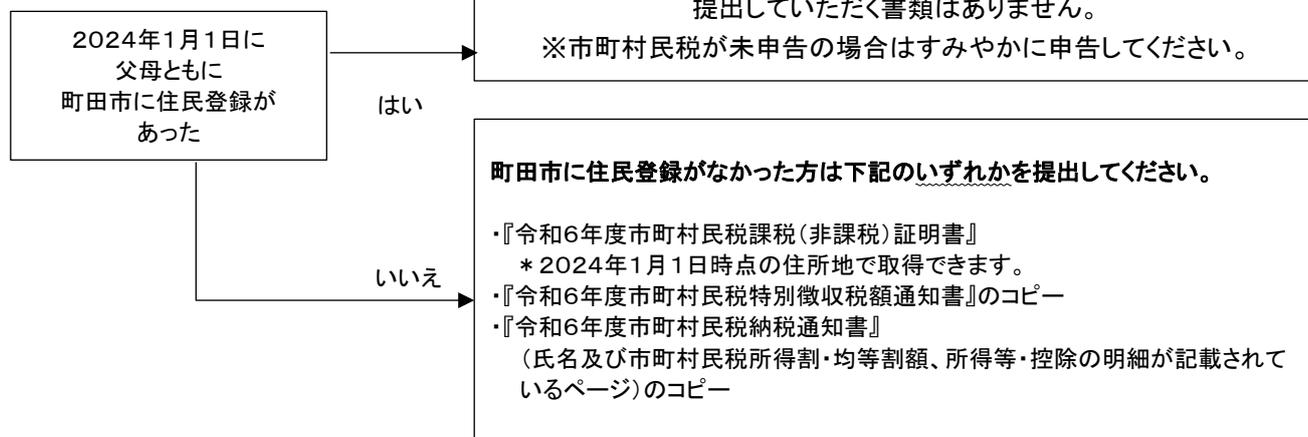
保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分 (保育園・認定こども園・小規模保育園・保育ママを利用)			保育料(月額/円)			
階層	定義	きょうだい カウント	保育標準時間		保育短時間	
			1人目	2人目以降	1人目	2人目以降
A	生活保護世帯	年齢制限なし	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C	均等割のみ課税されている世帯		4,500 (1,500)	0 (0)	4,200 (1,400)	0 (0)
D-1	所得割 12,000円未満の世帯		5,100 (1,500)	0 (0)	4,500 (1,400)	0 (0)
D-2	12,000円以上30,000円未満		5,700 (1,500)	0 (0)	5,100 (1,400)	0 (0)
D-3	30,000円以上48,600円未満		6,400 (1,500)	0 (0)	5,800 (1,400)	0 (0)
D-4	48,600円以上52,000円未満		7,700 (2,300)	0 (0)	7,000 (2,100)	0 (0)
D-5	52,000円以上56,000円未満		9,900 (3,000)	0 (0)	9,200 (2,700)	0 (0)
D-6	56,000円以上60,000円未満		13,200 (4,000)	0 (0)	11,900 (3,600)	0 (0)
D-7	60,000円以上 68,000円未満		16,800 (5,000)	0 (0)	14,900 (4,500)	0 (0)
D-8	68,000円以上77,101円未満		19,700 (5,900)	0 (0)	17,700 (5,300)	0 (0)
D-9	77,101円以上80,000円未満		19,700	0	17,700	0
D-10	80,000円以上96,000円未満		22,900	0	20,300	0
D-11	96,000円以上116,000円未満		25,800	0	23,100	0
D-12	116,000円以上139,000円未満		28,800	0	25,900	0
D-13	139,000円以上162,000円未満		30,800	0	27,800	0
D-14	162,000円以上185,000円未満		32,800	0	29,600	0
D-15	185,000円以上208,000円未満		35,600	0	32,300	0
D-16	208,000円以上232,000円未満		38,200	0	34,700	0
D-17	232,000円以上258,000円未満		40,900	0	37,300	0
D-18	258,000円以上285,000円未満		43,300	0	39,600	0
D-19	285,000円以上313,000円未満		45,600	0	41,900	0
D-20	313,000円以上343,000円未満		48,000	0	44,200	0
D-21	343,000円以上373,000円未満		50,300	0	46,500	0
D-22	373,000円以上407,000円未満	53,000	0	49,100	0	
D-23	407,000円以上441,000円未満	55,600	0	51,700	0	
D-24	441,000円以上501,000円未満	58,300	0	54,400	0	
	501,000円以上	61,800	0	57,800	0	

- ※ ()書きは、特例措置を適用したひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯の額です。
- ※ 保育料は、各年度の4月1日時点の年齢に応じて決定されます。
- ※ 市町村民税所得割額の金額には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除、配当割・株式等譲渡所得割等の税額控除は、保育料算定上対象となりません。
- ※ A階層には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者が属する世帯又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親が属する世帯を含みます。

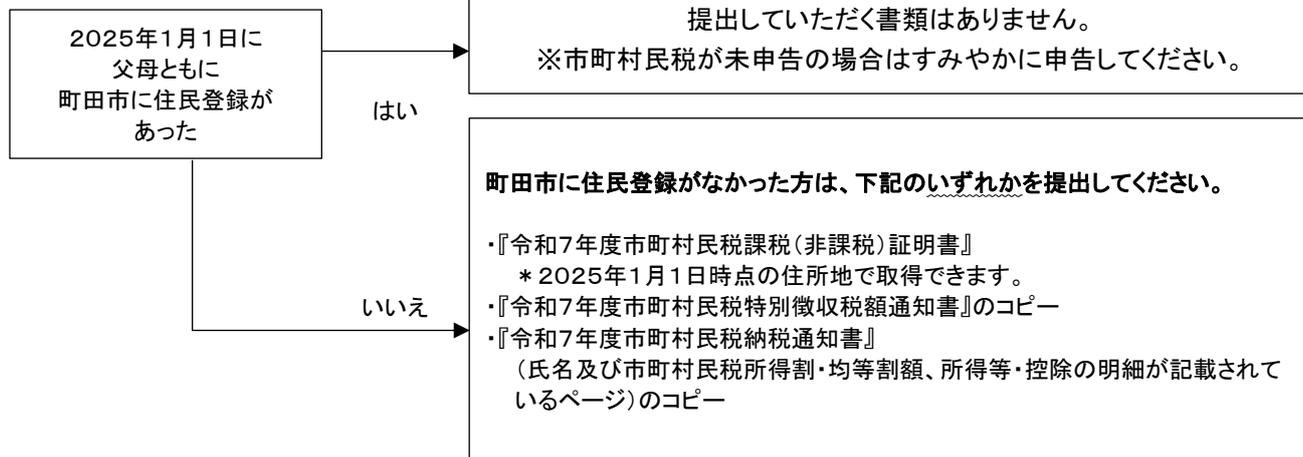
(3)税額のわかる書類について

利用者負担額(保育料)及び給食費負担軽減を算定するために、保護者の方の市町村民税の情報が必要となります。以前市外に居住していた方は、課税証明書等の提出が必要となる場合がありますので、以下のフローチャートをご覧ください。

《4月分から8月分の算定》



《9月分以降の算定》



《状況別税額書類提出表》

- | | |
|--------------------|--|
| ○保護者の書類が必要です | → 保護者(父母)それぞれの方の書類が必要です。 |
| ○祖父母等と同居されている方 | → 保護者の収入の合計が生活保護基準以下の世帯は、同居の祖父母等も含めて主たる生計者として保育料を決定いたします。そのため、同居の祖父母等の書類も必要となる場合があります。 |
| ○養育費を受けている方 | → ひとり親の方で子の父又は母から養育費を受けている方は、主たる生計者を決定する際、養育費一年分(4月分～8月分の保育料の算定は2023年1月～12月、9月分以降の保育料の算定は2024年1月～12月)の金額がわかる書類(通帳のコピー、書留のコピー等)を提出してください。 |
| ○生活保護を受給されている方 | → 『生活保護受給証明書』を提出してください。 |
| ○海外に住んでいた方 | → 【1-13】『海外居住者用収入申告書』をご記入の上、提出してください。
まちだ子育てサイトからダウンロードできます。(P.35参照) |
| ○上記のいずれの書類も提出できない方 | → 保育・幼稚園課支援係(042-724-2137)まで相談してください。 |

(4) 保育料の納入方法

保育料のお支払い先は施設によって以下のとおり異なりますのでご注意ください。

在園している施設	支払先	支払方法・納期限
認可保育園	町田市に納付 (※町田市外の公立保育園の場合は公立保育園所在の市区町村へ納付)	原則、口座振替となります。 納期限は毎月末となります。 (月末が土・日・祝日の場合は翌開庁日、12月のみ25日(土・日・祝日の場合は翌開庁日)) 口座の残高をご確認ください。
認可保育園以外 (認定こども園・小規模保育園・家庭的保育者(保育ママ))	施設に納付	支払方法・納期限等は施設にお問合せください。

・納期限までにお支払いいただけない場合は、保育・幼稚園課または納税課債権対策係が差押等の滞納処分をすることがあります。(差押等は予告をせずに行います。)

・口座の登録は、①「口座振替依頼書」と②Web(ウェブ)口座振替受付サービスにより登録可能となります。①については、入所が決定いたしましたら「口座振替依頼書」を送付いたしますので、取扱金融機関にてお申し込みください。②については、まちだ子育てサイトよりお申込み下さい。口座振替の登録が完了したあと「口座振替開始通知」をお送りします。口座振替の開始月をご確認いただき、引き落とし開始までは納付書でお支払いください。

《Web(ウェブ)口座振替受付サービス》

[まちだ子育てサイト](#)>[目的からさがす](#)>[あずける](#)>[在園児の保護者の皆様へ](#)
>[保育施設](#)>[利用者負担額等\(保育料\)について](#)



・認可保育園に在園していて納付書払いの方は、LINE Pay、PayPay、auPAY、d払い、J-CoinPay、楽天ペイ及びFamiPayによる支払いができます。

(5) きょうだい児の保育料について

保育料の計算におけるきょうだい児のカウントについては、きょうだい児の年齢要件を問わず、生計を同一にしている子の数で計算します。

住民票が同一の子については、申し出は不要ですが、学業における一人暮らし等により生計を同一にしているが、住民票を別にしている子がいる場合、別に申し出が必要です。

(6) 保育料の減額・免除

お子さんが保育園等に在園していて以下に該当する場合は、保育料の階層が下がる場合があります。

- ◎生活保護法による被保護世帯となった場合で、入院等のやむを得ない理由で申請が遅れた場合
- ◎災害等のため、階層区分の特例変更が必要であると市長が認めた場合
- ◎失業等により、その世帯の前3カ月の平均収入月額が保育料算定年の平均収入額より20%以上低額と認めるとき。(給与収入のみの場合は、賞与等を除いた金額で比較します。)
- ◎その他、階層区分の特例変更が必要であると市長が認めるとき

なお、遡っての適用はできません。該当すると思われる場合はお早めにご相談ください。

詳しくは保育・幼稚園課支援係(042-724-2137)へお問い合わせください。

(7)給食費のお支払について

3～5歳児クラスの保育料は無償になりますが、給食費は、在籍園に直接お支払していただくこととなります。給食費は、食材の費用を勘案して各園が設定します。給食費は、期限までに在籍している園にお支払い頂きますようお願いいたします。お支払いいただく給食費は、主食費(米・パン・麺など)と副食費(おかず、おやつ等の主食費以外すべて)の食材に係る費用分です。支払い方法等については、各施設にお問合せください。

※0～2歳児クラスについては、給食費は保育料に含まれています。

<給食費の負担軽減制度>

以下のお子さんは、給食費のお支払いが免除されます。対象となる世帯へは、町田市が通知にてお知らせします。

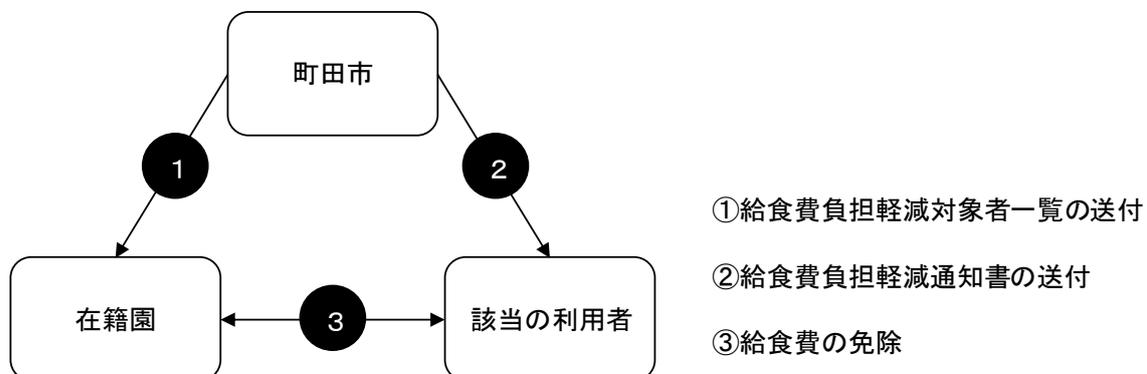
給食費負担軽減対象児童	① 世帯年収約360万円※'未満相当の世帯の児童 ② 国基準きょうだいカウント※'で第3子として認定される児童
-------------	--

※' 住民税所得割合算額57,700円未満、ひとり親世帯等は77,101円未満の世帯です。

※' 小学校就学前までの子どもで、P.29の対象施設に在籍している子どもの数でカウントします。保育料のきょうだいカウントとは異なりますので、ご了承ください。

※ 対象者の決定は、0～2歳児の保育料を計算する方法と同様に、住民税所得割額の保護者の合算額や国基準のきょうだいカウント方法等を用いて決定されます。そのため、転入者や住民税未申告の方については、別途課税証明書等の税書類をご提出いただく場合があります。

※ また、修正申告等によって給食費の負担軽減対象ではなくなる場合は、年度当初に遡って給食費をお支払いいただく場合があります。逆に、修正申告等によって給食費の負担軽減対象者に該当する場合は、一度お支払いいただいた給食費をお返すこととなります。

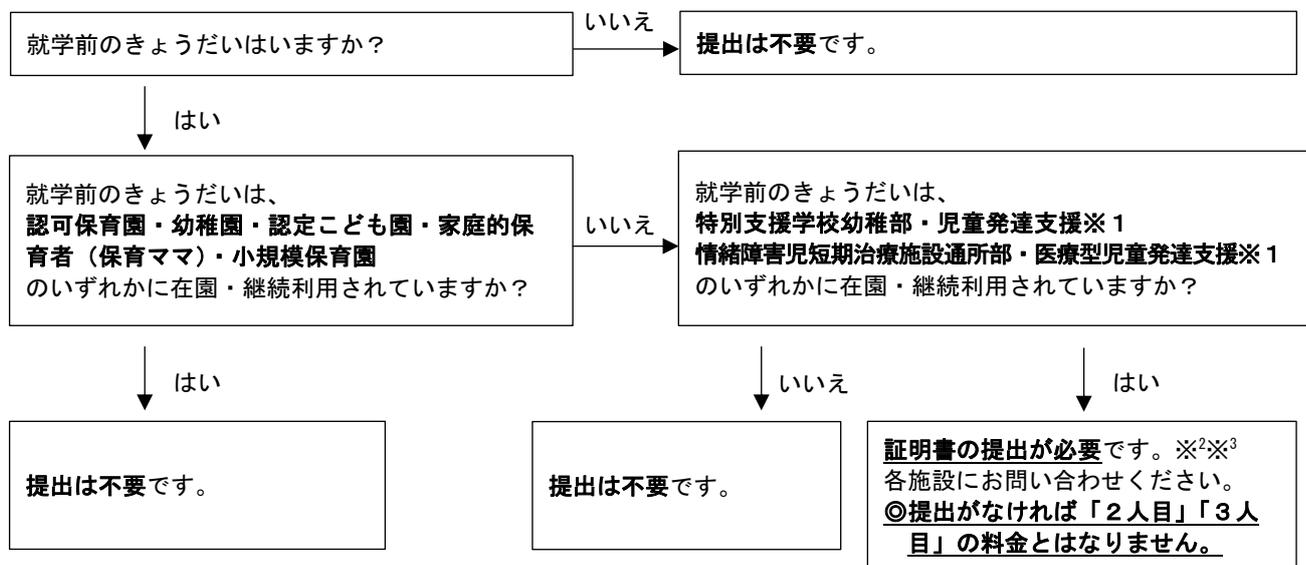


＜就学前のきょうだい¹が保育園等に在籍している場合の給食費の負担軽減＞

同一世帯で2人以上認可保育園等に在籍している場合、又は保育園等に在籍しているお子さんより年齢の高い就学前のお子さんが下記に該当する施設に在園・継続利用されている場合は、該当施設に在園・継続利用中のお子さんを合わせて年齢の高い順に数え、『3人目』以上のお子さんについて給食費の負担の軽減を適用します。

軽減適用には、対象施設に在籍しているお子さんの【1-15】『在園・継続利用証明書』の提出が必要な場合があります。提出が必要なお子さんについては、以下のフローチャートでご確認ください。

【対象施設】 認可保育園 幼稚園 認定こども園 家庭的保育者（保育ママ） 小規模保育園
 特別支援学校幼稚部 児童発達支援 情緒障害児短期治療施設通所部児童発達支援
 医療型児童発達支援



※1 児童発達支援、医療型児童発達支援については、おおむね週1回以上かつ3ヶ月以上継続して利用していることが要件となります。

※2 【1-15】『在園・継続利用証明書』は、まちだ子育てサイトよりダウンロードしていただくか、町田市内の各保育園等にて配布しています。

※3 【1-15】『在園・継続利用証明書』は毎年度、提出が必要です。

※4 保育料の第3子のカウントとは異なります。

～第5章 在園中に利用できる保育サービス～

(1)延長保育

利用者負担額(保育料)の他に別途利用料金がかかります
延長保育料は園によって異なります。在籍園にご確認ください。

<延長保育時間>

- ・「保育標準時間」区分の方は、11時間を超えた時間から対象となります。終了時間は園によって異なります。
- ・「保育短時間」区分の方は、8時間を超えた時間から対象となります。保育短時間の開始時間、終了時間は園によって異なります。
- ・延長保育時間については、在籍園に確認の上、在籍園にご相談ください。

<対象児童>

- ・保護者の就労形態・通勤時間・残業など保護者の事情により、「保育標準時間」区分の方が11時間を超えて、又は「保育短時間」区分の方が8時間を超えて保育を必要とする家庭の児童。

<延長保育料の減免制度について>

- ・利用者負担額(保育料)が生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は、申請により延長保育料を減免する制度があります。
- ・減免を受けるには事前に申請手続きが必要です。『延長保育料軽減通知書』を持参し、在籍園で申請してください。
- ・減免の上限額があります。
- ・減免の申請は毎年必要です。詳しくは在籍園にご確認ください。

	延長保育を18時まで利用する場合	延長保育を18時以降も利用する場合
①保育短時間(8時間)	減免の対象になります	減免の対象になりません (18時以降は通常の延長保育料がかかります)
②保育標準時間(11時間)	—	減免の対象になります

<延長保育料の納入方法>

在籍園に納入してください。

(2) 休日保育

日曜日や祝日に、月曜日から土曜日までの在籍園でのお休みに代えて利用できる制度です。平日と同じ保育を必要とする理由の場合に利用できます。平日に就労のため保育園等での保育が必要な世帯は、就労以外の理由での休日保育の利用はできません。

休日保育の利用料金は、平日に在籍している園の利用料金に含まれますので、新たに利用料金を負担していただく必要はありません。

実施施設の利用が初めての場合と利用予定日から遡って1年以上実施施設を利用していない場合は、事前面談を受けていただく必要があります。事前面談を受けていない場合は、ご利用できませんのでご注意ください。

定員を超えて申込みがあった場合は選考となりますので、ご利用いただけない場合があります。

<申請方法、申請書、注意点等について>

詳しくは、まちだ子育てサイトをご覧ください。

[まちだ子育てサイト](#)>[目的からさがす](#)>[あずける](#)>[目的に合わせたあずけ方](#)>[休日保育](#)



実施概要

実施園	アスク木曾西保育園 (木曾西 3-18-2)	たけとんぼ保育園 (森野 2-24-15)
対象	町田市民で認可保育園、認定こども園、小規模保育園、家庭的保育者(保育ママ)に在籍していて2・3号認定を受けているお子さん(新2号、新3号児は不可)	
対象年齢	クラス年齢1歳～5歳	クラス年齢0歳～5歳 (0歳児は生後20週かつ入所月の翌月から利用登録可※)
定員	10名(以下、内訳) ・1～2歳:5名 ・3～5歳:5名	10名(以下、内訳) ・0～2歳:5名(内0歳は2名まで) ・3～5歳:5名
保育時間	午前7時～午後6時(延長保育は原則実施しておりません)	
給食	実施(アレルギーのある方は各施設に相談してください)	

※4月に入所する0歳児は原則5月第3日曜日から利用可となります。

※年末・年始(12月29日～1月3日)は実施していません。

(3) 年末保育

※利用者負担額(保育料)の他に別途利用料金がかかります

実施概要

実施園	市立町田保育園 (原町田 6-26-15)
対象	町田市に住民登録があり、12月29日、30日に保護者が就労するために保育を必要とする場合(町田市外に在住でも、町田市内の保育園等の在園児は利用できます)
対象年齢	12月1日時点で満6か月から就学前までのお子さん

保育時間	午前7時～午後7時の間で保護者の方の就労時間(通勤時間含む)
------	--------------------------------

※申請方法等については、まちだ子育てサイトをご確認ください。

お問い合わせ:子育て推進課事業係 042-724-4468

(4)病児保育

※利用者負担額(保育料)の他に別途利用料金がかかります

病気にかかっているお子さんを医師の指示に基づいて、医療機関に併設した専用施設で一時的に預かり保育をします。

利用する場合は、施設で事前に利用登録が必要です。また、利用時には併設の医療機関での診察または、医師発行の診療情報提供書(紹介状)または病児・病後児保育事業主治医指示書が必要です。

※各用紙は、各施設にあります。

実施概要

実施施設	はやしクリニックキッズ・ケアルーム(はやしクリニック併設)	病児保育室おおきな樹(稲垣耳鼻咽喉科医院併設)	南町田病児保育室じんべえ(南町田こどもクリニック併設)
所在地	町田市忠生 2-29-20	町田市原町田 6-22-15	町田市鶴間 3-2-3
電話番号	042-793-3722	042-794-7954	042-796-2200
対象	市内または広域連携市在住で、生後4か月から小学校3年生までのお子さん(利用につきましては、施設へお問い合わせください。)	市内または広域連携市在住で、1歳から小学校3年生までのお子さん(利用につきましては、施設へお問い合わせください。)	市内または広域連携市在住で、生後6か月から小学校3年生までのお子さん(利用につきましては、施設へお問い合わせください。)
保育時間	午前8時30分～ 午後5時30分	午前8時30分～ 午後5時30分	午前8時30分～ 午後5時30分
休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始・夏季の一定期間(施設にご確認ください)	土曜日・日曜日・祝日・年末年始・夏季の一定期間(施設にご確認ください)	土曜日・日曜日・祝日・年末年始・夏季の一定期間(施設にご確認ください)

※はやしクリニックキッズ・ケアルームは病後児でもご利用ができます。

問い合わせ先:子育て推進課事業係 042-724-4468

(5)病後児保育

※利用者負担額(保育料)の他に別途利用料金がかかります

病気の「回復期」にあり、医療機関による治療の必要はないが、安静の必要があるお子さんを保育園に併設した専用の施設で一時的に預かり保育をします。

利用する場合は、施設で事前に利用登録が必要です。また、利用時には医師発行の「病児・病後児保育事業主治医指示書」の提出が必要です。

※各用紙は、各施設にあります。

実施概要

実施施設	ききょう保育園 病後児保育室 「ひまわり」	小野路保育園 第一分園 病後児保育室「つくし組」	高ヶ坂ふたば保育園 病後児保育室 「こすもす」	かえで保育園 病後児保育室 「れんげ」
所在地	鶴川 1-16-7	野津田町 1084-1	高ヶ坂 7-26-6	小山町 775
電話番号	042-735-2242	042-708-0231	042-720-8216	042-798-0511
対象	市内在住で、1歳から小学校3年生までのお子さん (利用につきましては、施設へお問い合わせください。)			
保育時間	午前7時 30 分～午後6時			
休日	日曜日・祝日・年末年始など(施設にご確認ください)			

《病児・病後児保育の広域連携施設について》

町田市と八王子市、相模原市および川崎市は、病児・病後児保育の相互利用協定を締結しています。町田市民の方も下記の施設の利用ができます。利用につきましては、施設へお問い合わせください。

		実施施設	所在地	電話番号
病児 保育	八王子市	ほりのうちキッズガーデン	八王子市別所 2-2-1-102	042-670-2016
		みなみ野こどもクリニック 病児保育室む～みんルーム	八王子市西片倉 3-1-6 第2 みなみ野クリニックセンター 3階	090-5801-5151
		病児保育室「はる」	八王子市散田町 3-8-10 1階	042-663-0111
	相模原市	相模原協同病院 病児保育室「みどりっこ」	相模原市緑区橋本台 4-3-1	042-713-3745
		北里キッズケアルーム 「ひまわり」	相模原市南区北里 1-15-1 北里大学病院東館地下1階	042-778-7815
	川崎市	エンゼル麻生	川崎市麻生区栗木台 1-2-5	044-455-5473
		エンゼル中原	川崎市中原区新城 3-5-1 新城中島ビル 304	044-872-9137
		エンゼル宮前	川崎市宮前区土橋 7-25-15	044-789-9117
		エンゼル川崎	川崎市川崎区藤崎 1-1-3 富有レジデンス1階	044-201-6937
	病後児 保育	八王子市	からまつキッズウイングルーム	八王子市川口町 1543
相模原市		病後児保育センター 「ぽっかぽか」	相模原市中央区淵野辺 3-7-20 藤原ビル1階	042-704-1300
川崎市		エンゼル幸	川崎市幸区柳町 55-3	044-555-6741
		エンゼル高津	川崎市高津区二子 5-1-5 すこやか高津保育園併設	044-833-8872
		エンゼル多摩	川崎市多摩区中野島 3-15-10	044-922-8724

問い合わせ先: 子育て推進課事業係 042-724-4468

(6)その他相談窓口

窓口	連絡先	内容
町田市 子ども家庭支援課	042-724-4419 (直通)	0歳から18歳未満のお子さんの子育てに関する相談に応じ、各種の情報提供や専門機関サービスの紹介・調整をし、問題解決のお手伝いをします。子育てのことでどこに聞いていいかわからない時にも相談できます。
町田ファミリー・ サポート・センター	042-703-3990 (直通)	<ul style="list-style-type: none">・保育園等の開始前または終了後の保育・保育園等への子どもの送迎・その他、子育てのための必要な援助(保育) 事前の登録が必要です。

～第6章 まちだ子育てサイトよりダウンロードできる書類～

まちだ子育てサイト <https://kosodate-machida.tokyo.jp/>

[まちだ子育てサイト](#)>[あずける](#)>[在園児の保護者の皆様へ](#)>

[保育施設](#)>[各種オンライン申請・書式ダウンロード](#)



番号	書式名称	まちだ子育て サイトからオン ライン申請可※
【1-1】	2025年度町田市子どものための教育・保育給付支給認定申請書(保育用)兼 保育の利用申込書	○
【1-2】	2025年度町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届	○
【1-3】	町田市子ども・子育て支援法に基づく認定証再交付申請書	○
【1-4】	2025年度保育の利用申込みに関する同意書(保育・幼稚園課提出用)	
【1-5】	就労証明書(PDF版/Excel版)	
【1-6】	スケジュール表	
【1-7】	保育所等入所希望変更届	○
【1-8】	町田市保育の利用保留通知書(保育所等入所待機証明書)発行依頼書	○
【1-9】	町田市保育の利用申込書取下げ届	○
【1-10】	町田市保育所等入所辞退届	○
【1-11】	町田市保育所等退所届	○
【1-12】	産前産後休暇・育児休業復帰証明書	
【1-13】	海外居住者用収入申告書	
【1-14】	町田市送迎保育ステーション利用申込書	○
【1-15】	在園・継続利用証明書(給食費の負担軽減のための対象施設利用届用)	
【1-16】	利用者負担額等(保育料)領収証書発行申請書	○
【1-17】	利用者負担額等(保育料)決定通知再発行依頼書	○
【1-18】	同居(居住)についての同意書	
【1-19】	軽減通知再発行依頼書	○
【1-20】	郵便申請票	



申請漏れにご注意ください

※お父様、お母様の状況が変わった場合には支給認定の変更手続きが必要です

- 1 出産を控えている
- 2 産休が終わり育休に入る、または職場復帰する
- 3 仕事を辞め、求職中になった

こんな場合にも変更申請が必要です

- ・就職先が見つかった
- ・祖父母の介護、ご自身の病気等で働けなくなった
- ・預ける時間を変更したい
- ・結婚した、離婚した

など

※第3章参照

オンライン申請が便利です

